

令和元年 第8回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金)
午前10時00分から午前11時20分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (17人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴
10番 山懸将伸 12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹
15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (2人)
農業委員 5番 中山克己 11番 古林久和
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第39号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第6 報告第18号 農地改良に係る届出について
日程第7 報告第19号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
届出について
日程第8 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主幹 前田雅章 主事 梶原千裕 山本知実
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。
ただいまから令和元年8月総会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。
連日猛暑が続いております。元気でなければいけないというふうに思っております。
きょうは、推進委員さんも多数参加いただきました。大変ありがとうございます。
盆を目前にして、出荷等でお忙しい方が多数おられるというふうに思いますが、体に気をつけて頑張ってください。ありがとうございます。
きのう、カロリーベースの自給率ということで報道されておりました。37%という過去最低だそうです。去年は東日本の天候が悪かったということが大きいんじゃないかというふうにも書かれておりますけど、いろいろな政策基盤が非常に、こう傾きといいますか、いろいろそこに問題があるんじゃないかというふうにも報道されております。農家の経営体も減っているということで、農地を維持することが難しくなっているということでございます。きのうのテレビ等でも、ヨーロッパのほうではかなり温暖化、その影響があらわれて、穀物とかの収穫に影響があるというふうなことも言われております。全世界的なことだろうというふうに思いますが、天候は大きな影響を及ぼすということでございます。
我々の地域にしても、災害もありますし、それから中山間、大きな問題を抱えております。これから利用状況調査を我々はするわけでございますけど、中山間をどうやって維持していくかということが大きな問題となっているというふうに思います。我々農業委員、それから推進委員、いろいろ責任があるわけでございますので、今後1年間、そういう面で皆さんとともに、いろいろ話をしながら進めていければというふうに思っております。推進委員さんの方にも、これからできれば毎月出ていただきたいというふうに思います。そういう面で、いろいろな情報交換等ができれば、役に立つんではないかというふうに思っております。いろんな意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、8月の総会を開会したいと思います。

事務局長 ありがとうございます。
本日の欠席委員は2名です。5番委員、11番委員よりその旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員は、19名中17名です。定足数に達しておりますので、8月総会は成立をしております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、15番委員、16番委員を指名いたします。

日程2、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は1件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆34㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。国土調査時に、法務局の切り絵図と整合を図るため、農地に隣接する宅地を一部分筆し、議案番号1の田1筆と交換するように指示があったとのことです。当時は何もわからないまま、指示されたとおりに処理をしたそうですが、農地の所有者が第三者の宅地の一部を所有し、宅地の所有者が第三者の農地を一部所有するという現状を整理するため、農地と宅地を交換する申請です。譲受人は、3,315㎡の所有農地がありますが、全筆利用権を設定しているため、耕作面積はゼロとなっておりますが、備考にも記載しているとおりに、農地法施行令第2条第3項に、下限面積を超えなくともよい例外規定があり、第3項「その位置、面積、形状から見て、これに隣接する農地または採草放牧地につき、当該隣接する農地または採草放牧地を現に耕作または家畜の事業に供している者が利用権利を取得すること」となっており、これに該当すると判断いたしました。取得後は、申請農地の隣の農地で利用権設定をしている受け人と、利用権設定をするとのことです。ご審議方よろしく

お願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。24番です。

議長 推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 それでは、1番、1号の説明を申し上げます。8月1日に、双方立ち会いのもと、現地調査を行っております。

権利移転する事由の詳細につきましては、譲受人は以前の国土調査で農地の一部に譲渡人の土地があることがわかり、交換することで協議をされておりましたが、譲受人の所有面積が下限面積40アールを超えないため、一時中断していましたが、このたび農地法施行令第2条第3項第1号から3号により、所有面積が下限面積を超えなくてもよい例外規定に該当することが判明し、譲受人が申請地を取得するものでございます。

譲受人の耕作状況等につきましては、譲受人は現在無職で2人家族です。譲受人に話を聞いたところ、現在所有している農地は、全て小作契約をされて、小作人が耕作をされておられます。申請農地を取得後も、現在の契約されておられます小作人と再度契約をされるとのことでございます。

以上とおおり、十分ご協議願いまして、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請書

の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹
議 長
主 幹

はい、議長。

はい、事務局。

2ページをお開きください。

議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件でございます。

番号1でございます。

申請人()は、管理する 神社への参拝者が利用する駐車場がないため、神社に隣接する申請地、田1筆723㎡に、露天駐車場を整備するため、転用申請するものでございます。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 万円。費用の内訳として、 万円。添付資料は、断面図、立面図、平面図、被害防除計画が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員

議長。

議 長

はい、3番委員。

3番委員

3番です。

本件は34番推進委員の担当でございますが、きょうは欠席でございますので、私のほうから調査報告をさせていただきます。

現地確認は、去る8月3日、申請人及び工事担当者、推進委員、それに私も立ち会いまして、現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、申請人は一昨年まで田を耕作しておりましたが、以前より 神社の駐車場がないため、氏子より駐車場設置の要望が多数あり、他の自己所有地でも検討を行いましたが、面積が小さいため、今回の申請地723㎡が、面積、立地とも適しているとのことで、造成して駐車場として使用するものです。申請地の位置ですが、 より北約6m、申請人自宅東側に隣接し、 神社境内に隣接しております。周囲の状況ですが、東は神社境内、西が自宅、畑、南が道路、北が神社境内となっております。周辺農地への影響ですが、西側が自己所有地の畑ですが、露天駐車場であり、必要最低限の造成しか行われないため、特に影響はございません。その他の指摘事項もございません。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

番号2でございます。

番号2は追認案件でございます。

申請人（美甘）は、管理が不便なこの申請地を長年にわたり耕作しておりましたが、高齢となり、農作業を行うことが困難となったため、農地の有効利用を図る目的で、申請地、田1筆1，648㎡に、植林をしておりました。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま植林しており、今後このようなことがないように反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、苗代として■■■■円。資金の内訳として、■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書、顛末書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員

はい、議長。

議 長

はい、8番委員。

8番委員

はい、8番です。

番号2についてご説明いたします。

8月5日に現地調査を行いました。

転用しようとする事由の詳細でございますが、現地の東に田がありますが、もともこの転用、植林している田につきましては、隣接する田の所有者が小作としてつくっておった折、土砂崩れにより水田の斜面が崩壊し、土砂の流入や水路の崩壊により耕作が困難となり、所有者である申請人に返還したものでございます。その後、ヒノキを植林をしていたものです。申請地の位置ですが、■■■■から国道181号線を■■■■に700mのところを左折し、■■■■を1.3キロ入ったところの右側に位置します。周囲の状況でございますが、東が田、西が河川、南、北ともに山林です。周辺農地への影響ですが、東は田でございますが、高低差もかなりありまして、さらにその田も水路が崩壊しており、田として耕作していません。現在はワラビ畑として、ワラビを採取しているもので、特に周辺農地への影響は認められないと思われま。また、田の所有者とも話をしましたが、隣地の承諾等もまだ得られていないということの中で、申請人のほうに、隣の田の所有者のほうに承諾をとるようというふうに指示し、そのようにされておりますし、また田の所有者も了解の旨お聞きしております。その他指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議 長 はい、13番委員。

13番委員 それでは、番号1につきまして説明をさせていただきます。

去る7月31日に現地調査を行いました。

譲渡人は、現在兵庫県に居住しております、親からの相続によりましてこの農地を取得し、今まで管理をしてきましたけれども、今後この農地を管理することができないというふうなことで苦慮しておりましたが、隣接する譲受人の会社が資材置場として利用したいと、そういうふうになりましたので、話がまとまり、今回の申請に至りました。申請地の位置等でございますが、XXXXXXXXXXの北隣に位置いたします。周囲の状況ですが、東は畑、西が道路、南が譲受人の事務所、北が道路になっております。周辺農地への影響ですが、露天の資材置場とされるようでございますので、日照、通風等農地に影響はないものと考えられます。なお、地域の水利組合の同意は済んでおるようでございます。その他の指摘事項はございません。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第39号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 事 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

主 事 議案第39号について、4ページをお開きください。

議案第39号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和元年8月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全18筆でございます。

また、6ページの所有権移転につきましては、田8筆11,952㎡、畑1筆513㎡が、農地中間管理機構から受け人へ移転するものでございます。以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問の方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

ありませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

日程6、報告第18号、農地改良に係る届出について、日程7、報告第19号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程8、報告第20号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事 7ページをお開きください。

報告第18号、農地改良に係る届出について、次の1件の届け出がありました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は勝山で、田1筆777㎡

のうち、425㎡をかさ上げし、畑として利用するものです。

1ページお進みください。

報告第19号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、所有者及び農地所在地は落合です。田1筆2,095㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第20号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の3件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、賃借人、久世、賃貸人、落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号2でございますが、賃借人、久世、賃貸人、落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号3でございますが、賃借人、市外、賃貸人、八束です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 日程6、報告第18号、農地改良に係る届出について、日程7、報告第19号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程8、報告第20号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。
ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、事務局より申し上げます。

主幹 失礼します。皆様方、本日のご出席ご苦労さまでございます。
本日、皆様方をお願いいたしたいのは、利用状況調査へのご協力でございます。本日の総会に先立ち、8月2日に行われました運営委員会にて、この調査の基本的な実施方法を決定いたしましたので、ご説明させていただきます。

す。

この調査というのは、市内全ての農地の調査でございますので、皆様方のご協力をいただかなくては実施が困難な調査でございます。暑い時期の大変な作業かと思いますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。また、調査につきましては、なるべく2人以上での対応をお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元を確認ください。

現地調査イメージとしました、こちらのホッチキスどめの資料、それと活動記録としました日誌とその記入例、この3つをもとに説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

まず、ホッチキスどめの現地調査イメージの資料をごらんください。

今回の現地調査ですが、利用状況調査、荒廃地調査、農地パトロールの3つの調査を兼ねて行います。

1つ目の利用状況調査ですが、この調査は農地法第30条で、農林水産省で定めるところにより毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行わなければならないと定められているものであります。対象とする農地ですが、耕作をしておらず遊んでいる、または荒廃に近い農地に対して、現状を判断していただくものです。耕作中の農地については、調査対象ではございません。

2つ目に、荒廃農地調査ですが、これは再生可能な農地と再生困難な農地を調査するものです。

3つ目に、農地パトロールですが、こちらが今回の調査の中で違反転用が疑われるような事例がございましたら、事務局へご報告をお願いするものです。

具体的な調査方法ですが、1枚をおめくりください。2枚目に調査の流れを示しております。

①としまして、事務局で担当していただく調査地区ごとに図面を今お手元に用意させていただいております。この資料をめくっていただいて、4枚目のほうに、A3で右肩に「別紙1」としました、農地に色を塗った地図、それとその次のページに航空写真と、それぞれファイルにとじております。同じ地点、同じ縮尺でしたものです。こちらにセットでお示しをさせていただいております。これを皆さんのお手元にバインダーにとじて配付させていただいております。

資料の2枚目に戻っていただきます。

手順の②としまして、現地調査を行い、判定基準を参考に図面上に判定を書き込みをしていただきます。

1枚めくっていただきますと、判定基準を写真つきのものをさせていただきます。

もう一枚めくっていただいた、先ほどの白地図のほうに、今手書きで3とか4とか書いておるとおもいますが、こちらのほうを書き込んでください。ちなみに、普通に利用されている農地については、何も記載の必要はありません。

その3とか4の判断基準になりますが、資料1枚戻っていただいて、判定基準、写真つきの資料をごらんください。

写真が左側に6枚並んでおります。農地を3種類に判定しますが、その判定の参考例となっております。まず、一番上の2号遊休農地なんですけど、利用程度が周辺農地に比べ劣っている低利用の農地で、目安としてはトラクターや耕運機で耕起ができるものになります。こちらは、図面上に2と記載していただきます。真ん中は1号遊休農地で、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地です。目安としては、ススキやササなどの多年生雑草や木が繁茂し、トラクターや耕運機では耕起ができないが、重機等では耕起ができる再生可能な農地をいいます。こちらは、図面に3と記載します。最後、3つ目の非農地ですが、山林や原野と化しており、再生が困難と見込まれる農地をいいます。こちらは、図面に4と記載します。4について、3と迷われるような微妙な事例もあるかと思いますが、誰が見てももう確実に農地に修復、復元することが無理な場合は、特に図面の右、4に丸としていただいて、④としていただけたら、それらにつきましては農地台帳から落としていくような処理をいたします。

ちなみに、荒廃農地調査のほう、また別途事務局のほうで報告をしなくてはいけないんですけども、その調査報告に4であった場合、幾つか理由を報告しなくてはいけません。4をつけました農地のうち、数は少ないと思うんですけど、違反転用、それから自然災害、土砂崩れなどで荒廃農地になっているもの、この2つにつきましては図面のほうに「違反転用」と「自然災害」のメモ書きをしていただけたらと思います。現地を見ていただいて、この3種類に分類をいたします。

1枚めくっていただいた、先ほどの3とか4とかを書く白地図のほうなんですけども、今茶色と緑の分類がされておるとおもいます。緑色が田んぼとなっております。茶色が畑というふうになっております。現地確認の際の参考にしてください。

行ったり来たりして申しわけありませんが、資料の2枚目の調査方法についてにまたお戻りください。

今②について説明させていただきました。続きまして③ですが、違反転用を

疑われる場合、農地パトロールとして報告を事務局にさせていただきたいと思
いますので、先ほど紹介させていただきました現地調査活動記録簿のほう
に、「きょう見た結果、どこそこの何番地、違反転用の疑いあり」というよ
うな記入をしていただけたら、取りまとめのときに後日事務局と再度委員さ
んとで現地確認を行わさせていただこうと思います。

続きまして、④でございます。調査が終了しましたら、この書き込みをして
いただいた地図と、先ほどの活動記録、こちらを事務局へご提出いただけた
らと思います。現地活動記録簿については、記入例をつけておりますので参
考にさせていただけたらと思います。

⑤としまして、再生困難な利用と判定したものについては、農業委員会総会
に諮り、非農地とします。後日、土地所有者に農業委員会で非農地と判断さ
れたため、登記簿の地目変更を進める通知を送りますが、調査をしてみて、
筆数が多い場合は地区を限定して対処する等、方法については今後検討させ
ていただきます。

この調査の結果を集約し、対象農家に今後の農地の利用の意向を調査いたし
ます。利用の意向を把握することによって、中間管理機構や農協への貸付希
望を勧め、担い手に借り受けてもらい、遊休農地を解消することにもつなが
る可能性があります。また、再生困難な農地についても、非農地化すること
で市内の荒廃農地の減少にもなります。

事務局へのこれら資料の提出期限なんですが、皆様方お忙しいと思いますの
で、10月末をめぐりご提出をいただけたらと思いますが、調査が終了しま
した方から随時事務局へご提出をいただけたらと思えます。

以上、簡単ではありますが、説明を終了させていただきます。皆様の調査に
つきましては、調整がつく限り、可能な限り事務局も同行させていただけれ
ばと思えますので、必要があれば随時ご連絡をいただけたらと思えます。実
際、作業を進めていく中で不明な点やわかりにくいことがありましたら、事
務局へご連絡、ご相談をいただけたらと思えます。

簡単ではありますが、よろしくお願ひいたします。

議 長

何か質問等ありましたらお願いします。

8 番委員

最近、どの程度がどうというんがわからんですからな、この調査自体が。質
問のしょうがねえんじや。

だって、10月いっぱいに出してくれ言われるんじやけど、実際はそれぞれ
が仕事を持ってしながら、これに専門的についとるわけじゃないでしょう。
手伝ってくれて、言うてくれ言われても、実際おられるかおられんか、予
算も限られた中で。それで、期限も限られた中で、それで動けという中で、
ほんま正味10月末までに出せるんか、それは確約はできません。

議 長 　　とりあえず腰をかけてください。
一人では判断、複数で回られるんがいいことですが、なかなか都合がつかんで一人で回られるもかなりあると思います。そういうとき、判断がつきにくいのは、また後日に回して、複数で回るようにしてください。お願いします。

1 3 番委員 すいません。

議 長 　　はい。

1 3 番委員 その件で質問をさせてください。
判断基準のところ、年に2回ほど草刈りをされてまして、そういう状態であればもう耕作地として見てもよろしいわけですね。

議 長 　　そうです、そうです。

1 3 番委員 それから、耕起作業もしてあれば、耕作地として見るということによろしいですか。

議 長 　　はい。

主 幹 　　よろしいです。そういう方向で。

1 3 番委員 そういふことで行かせていただきます。
それから、先ほど説明があった判断基準の4番なんですけども、4番の丸印をつけるというのは、数字のただの4と、4番の丸というの、二種類あると。

主 幹 　　そうですね。

1 3 番委員 誰が見ても、もう再生は無理であるという場合には、4に丸をしないでということですね。

主 幹 　　はい。

1 3 番委員 わかりました。

主 幹 　　よろしくお願いします。

議 長 　　はい、どうぞ。

1 2 番委員 すいません。
この地図を見て、具体的にこれが家のそばのどこやって、今確認できないんですよ。ですから、私、上水田なんですけれど、うちのこれがどこのエリアかとか、それから土地の一覧とか、具体的に。

議 長 　　上側の、地図を出していただいて。

1 2 番委員 地図を見て。
わかった。わかりました。

主 幹 　　恐らく、図面の大きいものがあって、そこに割図のほうか。

1 2 番委員 すいません。

主 幹 　　すいません、説明が不足しておりました。

議長 ほかにはございませんか。どうぞ。

担当推進委員 2番と3番の区分けが非常に難しいというふうに思うんですけども、これは2人で行ったときの判断でいいんですか。これは、形上だけなのか、実際に耕作の上でどうなのかという。耕作する上では、2番も3番も同じだと思うんです。

主幹 同じですね。

担当推進委員 再生は難しいというふうに、すぐにはできないと思うんですけども、それはもうこちらの判断でよければ、それでいいということですね。

それと、4番ですけども、理由を記入をしてくれという。4番と判断した理由。

主幹 4番判断理由で、これにつきましては、通常は書かなくて大丈夫なんですけども、先ほど申しました災害と無断転用、後に県に報告するときに、その2つだけは入れなくてはいけないので、多分少ないとは思いますが、土砂崩れでこれは崩れとる分じゃなとか、あとは無断転用の分だなという、少ない事例のときだけ書き込みをしていただけたらと思います。

議長 ほかにはありませんか。どうぞ。

担当推進委員 今配られている地図で、ダイダイ色と、それからグリーンのところ、この仕分けは、田と畑と解釈してよろしいのでしょうか。

主幹 先ほどの説明の中で、さらっと言ってしまったのであれだったんですけども、緑が田、それから茶色が畑となっております。

担当推進委員 これを私の近所で見ると、大分古い図面のような気がしますので、事務局には台帳でもっと新しいデータがあるかと違うかと思うんですけども、私としては提出するときに台帳で提出させていただければ、確実にチェックができると思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局も、この絵で報告されたら、絵をチェックするのが非常に大変で、見落としが出てくると違うかと思うんですけど、いかがでしょうか。

主幹 そうですね。現状とこれがずれとる可能性もありますので、そこにつきましては適宜そのような方向でやらせていただけたらと思います。最終的に、事務局でも番地とかの特定をしなくてはいけないので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにはございませんか。

1番委員 この前、草加部を回ったんじゃないかな、みんなして。

主幹 はい。

1番委員 あそこはもうええん、この間写真を撮って提出しとんじゃないけえ、あそこはもう除外して。

主幹 すいません。3月に行っていた、何カ所か回っていたあの全地

区へ行ってもろうたんですけど、この図面がさっき言われたように、若干古い情報で色づけがしてあります。なので、もしかしたらかぶるところもあると思うんですが、かぶっているところには行っていただかなくていいんですけど、何も印をつけていないので、済いません。申しわけないです。

1 番委員 この間行ったんが何にもなっとらん。

主 幹 それはうっかりしてました。僕も今言われてあっと思ってしまったんで、行っていただいたところはうちのほうでもチェックはかけとります、図面上。なので、重複している部分は恐らく必ずあります。消し忘れです、私の。申しわけありません。

議 長 ほかには。はい、どうぞ。

担当推進委員 これは、この地図全部調査するわけじゃな。

主 幹 はい。

担当推進委員 調査は大変な作業なんですけど、農業委員さんと推進委員さんだけで10月までに一切できますかね。

8 番委員 今さっき言うたが。

議 長 はい。

担当推進委員 今は、山、荒れたところの現状っていうのが、どんな状況っていうのを判断しておられるんだろうかと、事務局。とてもじゃないけども、境なんかもう全くわからない状態。入れるかなというような状態だと思うんです、今は草の状態。以前にも話があったと思うんですけど、冬場であればある程度見通しがつきやすくなるんだけど、10月末までにとって一番草の生い茂つとる段階で、こんな調査を実際、荒れたところでやれと言われても、僕も10月末までにこれできるかなと思う。

主 幹 危険箇所とか、進入路、作業道、赤線道、そういった狭い道等があると思います。お一人で行かれるところもあれば、複数で行かれるところもあるかと思うんですが、もうどうしても無理なんだと、境もわからん、行き方もわからないというようなところが絶対あると思います。そこについては、この白地図のほうに、例えばエリアを、こっから先はもう無理だという書き方で報告いただければと思います。そういったところに行っていただいて、転倒等もされてもいけないので、もう無理だと皆さんのほうで判断されたところにつきましては、そういう書き方で報告をしてください。うちの事務局も動きまますので、行けるところは行きますし、行けないところは行きませんので、エリアをわかるように書いていただいて、こっから無理です、道がないから行けないとか、土砂崩れがあって行けないとか、境がわからんので行かないとか、逆にいうと、そういう書き方で報告いただいてもいいです。先ほど、推進委員さんのほうからもお話があった、全筆は厳しいんだというようなご意

見をいただきました。確かに、今までの現地調査の中で、この図面で、先ほど私が荒廃農地の、年度末行っていただいたものも消し忘れたような状況で申しわけありませんけども、図面上で今までの調査の整理ができてないという実情があります。今回の調査以降に、そういった調査内容を整理して、今後はこういった図面を用いて、行かれた荒廃農地についてはもう来年は行かなくていいというような判断になっていくんですが、済いません、可能な限りという言い方をさせてもらうんですけど、基本的には全筆回っていただきたいと事務局のほうは考えております。期間が大変短く、先ほど言われとった、ちょうど緑が生い茂る時期ではあります。なので、可能な限りなんですけど、全筆回っていただくところを念頭に持っていただいた上で、調査をしていただきたいと思います。無理なところは無理だという報告をしてください。例えば、早目にここはもう無理なんだというのがありましたら、個別にどんどん戻してやってください、事務局のほうに図面を。こっから先は無理なんだというようなことで。可能な限りうちが動くので、そこについてはそういう方向で調査をしていただければと思います。あとは、済いません、農地パトロールにつきましては、先ほど違反転用等があったら事務局に報告してほしいという言い方をさせてもらったんですが、見回りをされている中で、小屋が建っている、家が建っている、駐車場になってしまっている、資材置場になってしまっている、そういったところがありましたら、さっき言った農地パトロールとしての活動として動きたいと思っております。見つけられたら、その図面を用いて、番地等を教えていただいて、また個別に日程調整をさせていただいて、事務局も同行して現地の確認して、その後の農地法上の手続が必要なものは手続をさせるというような方向で動いていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

1 番委員

すいません。

議 長

はい。

1 番委員

この、今地図を見させていただきようんですけど、既にバイパスが通って、その中へ田んぼがありますわね。これはどういう判断で。

主 幹

そこはもう無視してください。用地の買収のラインが入っと思うんですけど。そこは、済いません、用買かかった後に、地目を変えられないんですよ。よくあるのは、国県道とかでもあるんですけど、県道の拡幅や国道の拡幅で土地収量とかで分筆をかけて用買だけかけるんです。しかしながら、地目が田んぼや畑で残っているっていうことになるんです。囑託で地目を変えられればええんですけど、真庭市中そういうところは結構ありますので、バイパスとか国道の買収の分筆の情報が入っているところは、道のような形で線が入っていると思います。そこはもう無視してください。

1 番委員 ほんなら、バイパスから側がありますが。そこには行かにやいけんでしょ。それも無視していいん。地番がまざっとりますが。

主 幹 はい、はい。

1 番委員 田んぼの真ん中を通過して、両側に分かれる場合があるでしょ。そうしたら、地番が残りますが。それは見にやいけんのん。

主 幹 そうですね、見れる範囲でいいです、そこは。見ていただいたほうがいいですね、でも。けど何か、ちっちゃく、すごい狭小に残っているところありますよね。わかりづらいところは、旗出しして、もうそのことを書いていただいて、報告いただければいいです。ずっとその番地を、狭小な場所を探してそこに時間を費やすことは、調査上は時間的にもあれなので、もう気になるところは旗出しをして、何か行けてないとか、例えば、よくわからないとか、境が、そういう形で報告をいただければいいです。

担当推進委員 ちょっとよろしい。

議 長 はいはい、どうぞ。

担当推進委員 今このバインダーもろうたんですけど、これはその担当地区の全筆が載ってるわけですよ。

主 幹 そうです。

担当推進委員 それを結局全部調べるんですか。

主 幹 そうです。

担当推進委員 今までは、事務局が指定して、何番地のというので、地図と写真でそこを調べるといふ。これを全部を調べよう言うんは。

議 長 全筆ですけど、もう稲とかなんとか耕作しとるところはもう放っときゃええんです。結局、耕作されてないようなとこだけをとということですけど。

主 幹 すいません、お手元に用意しているのは、各担当地域の図面になるわけです。緑が田んぼ、茶色が畑という表示ですが、道路を通過して、農道を通って調査をしていく中で、耕作をしている土地はもうチェックの必要も何もないです。1 番農地という判断になるので、そこはもう無視してください。遊休している農地、荒廃している農地、もう完全に荒廃している農地、2 番、3 番、4 番というチェックをしていただく農地だけ見ていただくということになります。その作業を、基本的には地区全域を回っていただくということになります。

担当推進委員 すいません。

議 長 はい、どうぞ。

担当推進委員 この30条の分で、農地の調べの分は、もうずっと前から続いとんですか。今回から。

議 長 調査はずっとやってきとります、毎年。

担当推進委員 これで見たら、いまだに農地があったんですけど、とうに山になつとるところがあって、そこらは調べてないということですか。

主 幹 山というのが、植林とかですか。

担当推進委員 植林というか……。

主 幹 もう山化している。

担当推進委員 山化しているところ。

主 幹 山化しているところ……。

担当推進委員 山際は多分かなり多いと思うんですけど。

主 幹 ですね。結局、今お出ししている、うちのシステムから出している情報と、現状がリンクしていない状態もあるんです。今回、もう4番、山とかがあるじゃないですか、そうやって、今度は農地台帳からもう落としていく作業が必要なんです。落とせば、この図面がどんどん畑とか田とかから落ちていくっていう。

担当推進委員 いやいや、もう過去何年もこれを続けとるわけでしょう。

主 幹 はい。

担当推進委員 それを、こうやって調べたやつが出たときに、これをもう随時落としていってんじゃないのか。

主 幹 全筆というのは、今までそういう言い方はしてなかったですね。してないです、調査は。

担当推進委員 だって、何年か前に調べに行つて、調べたもんでも、落ちてないのがある。

議 長 落ちてないですな。とにかく、農地から外したいというのが大きな目的ではあるんです。

1 番委員 これはずるいわ。今のそのイズミの場所が田んぼやと。イズミの跡がまだ田んぼになつとる。イズミ跡なんか行けれんもん。

主 幹 すいません。過去の調査内容等がこの図面、今回資料としてお出ししている図面に反映されてないっていうところは、申しわけないところではあります。もう例えば山だったり、建物が建つて、さっき言われとったイズミがあるとか、そういったところもあると思うので、それも、もうここはイズミなんだと、山なんだと、遠目で見ても、過去に見たことがあるようなところもあるかと思ひます。そういった情報をもとに、もう今後システム上の情報と現地のこういった地図とリンクをさせていきたいということも考えて、今回全域行つていただきたいというお願いになります。次年度以降に同じような過ちのないように、情報の整理をしていきたいと、事務局長とやっていますので、今回はお手元の資料、大変見にくい資料になっていると思ひますが、どうぞお願いして、調査のほうにご協力いただければと思ひます。

4 番委員 趣旨はわかるんですけど、もっと資料が全然、各地区違うみたいで、なおか

つ自分の近くの場所はわかりますけど、この中で、この図面がどこかというのを探すのにといたら、もう10月末にはできんと思いますけど。

主 幹 航空写真のほうを見てもわからないですかね。

4 番委員 これですよ、これ。これを探せという、これを。これをどこか探せというんですよ、この中から。航空写真があつて。これですよ、これ。これをどこで、この中から探すんですか。丸したりもう少し大きくあれば、番地で探すことも可能ですけど、10月いっぱいまでにどう探すんですか。自分の場合、家の周りだったらわかりますけど、これだけでどう探してくださいというの。

主 幹 もうわからないところは置いといてください。もうそういうふうにはしか言えないです。一応、各振興局のほうにも同じシステムが設置されてて、各振興局の担当者にも今回調査をお願いすると。図面等わかりづらい部分があれば、ご相談いただいて窓口に行っていたら、わかりやすい図面があるかどうかはわからないですけど、さっき4番委員さんが言われたように、もうちょっとこの辺を出せというような指示をしていただければ、出してもらってということは、振興局のほうにはお願いしとるんで、もし足を運ぶ時間があれば、そういったところも行っていただいて、対応できるところでやっていただければと思いますし、さっきも言われていた、探すのがわからないとか、場所がわからないとか、絶対出てくると思います。そこに時間をかけれないと思いますので、そういったところはもう行かずに、ほかのわかるところで動いていただいたらいいです。

4 番委員 あともう一つ、勝山とかあちこちには、小さな集落ごとに付箋が振ってあったりするんですけど、そういうのがないんです。こういった小部落の付箋がついておるところがあるんです。

主 幹 すいません。4番委員さんところは上長田が全域なので、ないです。上長田地区が全部その地図に入っているんで、分けてないです。ほかのところは、地区が何カ所かあるので、それぞれの地区でタグをつけて分類しております。

議 長 大字境。

主 幹 大字境です。

議 長 大字境だそうです。

1 番委員 宅地にもう変わつとる、申請が出て変えとるんじゃろう思うんじゃけど、そこらはもう放つときゃ。

主 幹 放つといてください。

1 番委員 ええんでしょう。

主 幹 はい。

- 3番委員 すいません。これは34番推進委員には、もう資料は行っとなですか。
- 主幹 本日初めてお配りするので、行ってないです。行ってないので、ご欠席の方については配付をして説明をするつもりです。
- 3番委員 こちらへ出てこられる。
- 主幹 いえ、持ち回りでいきます。
- 3番委員 行かれるん。
- 主幹 はい。
- 3番委員 そうか。盆になると思うんで。
- 主幹 ですから、休み明けにはなると思いますが。
- 12番委員 いいですか。
- 議長 どうぞ。
- 12番委員 これ、2番、3番とつけていきますね。これについての事後処理ですけども、事務局としては意向調査とか、そういうことを市民の方にこれから進めていかれるんですか。なぜかといいますと、こういう仕事をしていることを市民の方はご承知の状態では動くんではないでしょうか。一点。それからあと、意向調査が続いていくんでしょうか。つまり、私が3ですってつけたら、何を言っとるんや、私はまだこれ耕作を来年からするつもりやってお叱りを受けるような状況は避けたいんです。だから、市民の方がこの仕事について了承、してください言うんじゃない、しておられるのかどうか。そして、その後意向調査なんかに進んでいったときにお叱り受けたくないんです、私。どうでしょうか。
- 主幹 地域住民の方には、同意は得ておりません。
- 12番委員 はい。
- 主幹 農業委員会の法律のほうで定められた調査になっておりまして、2番、3番ということでご報告いただいた方々について、今後のその農地の利用状況についての意向調査を個別に送付すると。
- 12番委員 意向調査の分ですね。
- 主幹 はい。その報告内容をもって、例えば機構に貸し付けを希望するとか、いやいや自分で今後も管理していくんだとかっていう、アンケート形式の調査になるわけですが、それぞれに対して対応が必要な案件が出てくれば、所要の手続きをとっていくと。例えば、担い手に貸し付けしたいんだとか、うちの地元にはこういった法人があるから、そこに貸し付けしたいんだというようなところがあれば、例えば機構を通して貸し付けの手続きをとるなり、そういったところできないところであれば、例えばですけど利用権設定で担い手への貸し付けを勧めてみたりとかっていうことになろうかと思えます。
- 12番委員 ありがとうございます。

10番委員 3番の調査方法についての違反転用とか、これ、地図が真っ黒うて、そのままあれに出とるけど、今まで転用が出とるやつのことというのは、何か事務局が言うてくれとんかな。それだと、また無断転用やら、わからん。こういうもので回れということ自体がそもそもおかしいと思う。二度手間にも三度手間にもなる。

担当推進委員 だから、さっき私が申し上げたように台帳で、最新情報は台帳に反映されている、その台帳を出されたらチェックするときに便利やっ言て申し上げたわけです。それでなかったら、全部リストアップせなあかんわけですよ。届け出が出ているその物件について、また回ってくるとか何というか、理由を考えて、実際には届け出たら、いやこれは届け出が終わっていますということになるわけですよ。

議長 時間がもうありませんので、どうしても台帳が見たいということがある人は、事務局のほうへ相談してください。もう全員が台帳を出せ言うても、今からでは無理だということです。やれることをやって、まだ9月、10月と委員会ありますんで、総会が。そのときにまた意見を出していただければというふうに思います。

担当推進委員 今までの農地パトロールのあれが全然生かされてないということじゃな。前回、農地パトロールで、ここは原野でということ、見て済ませとるところが、まだそのまま畑や田んぼで残っとるけえな。

議長 そうですか。

担当推進委員 そこも見て書けということじゃろう。そこは自分たちもそのことはわかっとるはずじゃけどな。

議長 そういうところがあるかもしれませんね。前の担当者に聞かんと、そこらはわからんことですけど。

担当推進委員 ええですな、逃げれるというのは。

議長 そういうわけじゃないです。一応、意向調査等も毎年しょうる分です。やっとんですけど、それがどこまでできとるかというのはわからんところがありますんで。

13番委員 会長、それから服装が何もなしで行ってもいけんけえ、帽子か何かというのをきちつとやうて。

議長 帽子とこれをつけて。帽子とこれだけは。それで、活動記録と、これをしっかりとつけて行ってください、活動されるときは。よろしいですか。いろいろ皆さんあると思いますけど、その都度事務局のほうにも相談してください。非常に大変でしょうけど、よろしゅうお願いします。

事務局長 すいません、失礼します。この利用状況調査、まことに皆様には大変なこと

をお願いするわけですが、私の記憶の範囲でありますが、この全筆調査というのは、民主党時代、ですからもう10年くらい前に始まったことであるというふうに記憶をしております。そのとき、農業委員会事務局も、これ全国ですけども、はっきり言いまして一緒です、そんなことできるわけないだろうということで、いろいろと国に対しても言ったんですけども、国のほうはやってくださいということでございました。真庭市以外の農業委員会でも、全筆をやっているところっていうのは、私は全国にはないと思っています。例えば、圃場整備をしたところとか、限られたところで調査をやっていたという状況がございます。これは、今年度、農業委員会に関する法律等も変わりました、国のほうから非常に厳格化をするよという通知等も来ておりまして、正直我々も頭を悩ませているところです。まさに、今回が全筆調査の始まりの年でございます。1年で全てをやってくださいということは申しません。できる範囲で実施をしていただきまして、こういうことがあった、こういうことがあったということを事務局のほうに届けていただきまして、来年度以降の調査に反映をさせていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

それともう一つ、皆様お手元に1枚紙でお配りをしてありますが、農福連携のセミナーのご案内でございます。これにつきましては、市役所の福祉課が主担当でございますが、地域連携障害者就労支援事業ということで、2つの柱がございます。農業と福祉、農福連携と、あと市内の企業さんのほうで障害者雇用を促進するという2つのテーマがございまして、今回は農福連携のほうのセミナーを開催するというものでございます。8月20日、お忙しい時期ではございますが、ご都合のつく委員さんにおかれましてはぜひご参加のほうをよろしくお願したいと思っております。特に申し込み等は必要ございませんので、会場に来ていただければと思っております。どうかよろしくお願いたします。

議長 大変ありがとうございました。

以上で8月総会を閉会したいというふうに思いますが、次回9月総会は9月10日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いたします。

それでは、閉会の挨拶を。

担当推進委員 すみません。

議長 はい。

担当推進委員 この調査なんですけど、以前は抜粋ででも歩いたら、報酬があったと思うんですけども、今回のようなかなり大勢、たくさんのもを調査して、これに対する報酬っていうのはまた別にあるんですか、ないんですか。

議長 報酬は出ます。

担当推進委員 それは皆さんに説明されたほうがええんじゃないですか。こういうことには時間をかけえとか。

主 幹 という、報酬につきましてです。もちろん、予算を組んでおります。日当としては、4,500円になります。時間、例えば半日とか、そういったことになれば半日分、2日、時間計算していきながら、報酬は算出してお支払いします。

担当推進委員 じゃあ、1日の日当が4,500円ということで、昼間しか出なんたらその半額というふうな金額を出してくれる。

主 幹 はい、それでお願いいたしたいと思います。

8番委員 それは安いな。

主 幹 お手元の、2枚ホッチキスどめしているこの現地調査活動記録というのに、調査員さん、名字で構いません、お名前を書いていただいて、日付、時間、地域は特定できればです。お気づきの点を特記事項の欄に書くとか、お配りしている地図上に旗出しをして記入していただければと思います。

議 長 そうということで、よろしくをお願いします。

それでは、閉会の挨拶をお願いします。

(午前11時20分 閉会)